

インドネシアにおける金型産業育成のための専門家公募

2020年8月4日

独立行政法人日本貿易振興機構

副理事長 信谷 和重

日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）では、インドネシアの金型産業育成支援を目的として、現地の金型技術者等を指導する専門家を募集します。ご関心をお持ちの方は、下記内容を確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業目的

日本・インドネシア経済連携協定での合意に基づき、日本の金型分野専門家による指導を通じてインドネシアにおける金型技術者等の人材育成と現地企業の技術力向上を実現し、同国の裾野産業の発展に貢献する。

2. 業務内容

(1) 金型に関する技術指導

インドネシアの金型技術者等の技術向上を目指し、研修及び講演を通じて指導を行う。
使用言語は日本語（ジェトロが日本語⇄インドネシア語の通訳を手配する）。

(2) 技術指導に係る付帯業務

- 指導実施前における指導方針の確認
- 指導実施時に使用する資料の準備
- 指導終了後の活動報告書（課題点の抽出とその解決方法の提案を含む）の提出
- その他、本事業遂行に必要な業務

※業務内容の詳細は、専門家決定後に打ち合わせの上確定する。

3. 対象分野・募集人数

対象分野：金型管理、モールド金型設計、プレス金型設計、プレス金型保全、
ロボット溶接管理、モールド金型保全の6分野

募集人数：各分野1名

4. 指導実施期間

分野		指導開始日	指導終了日	日数
金型管理	1回目	9月30日	10月2日	3日間
	2回目	12月10日	12月11日	2日間
モールド金型設計	1回目	10月13日	10月15日	3日間
	2回目	12月14日	12月18日	5日間
プレス金型設計	1回目	9月28日	9月30日	3日間
	2回目	11月23日	11月27日	5日間
プレス金型保全	1回目	9月23日	9月25日	3日間
	2回目	11月19日	11月20日	2日間
ロボット溶接管理		12月14日	12月18日	5日間
モールド金型保全	1回目	10月6日	10月8日	3日間
	2回目	12月8日	12月9日	2日間

※ 時期、期間、回数は、変更の可能性がある。

5. 実施国、都市：インドネシア共和国（ジャカルタ）

※新型コロナウイルス感染の影響によるインドネシアへの渡航制限がある場合、または渡航制限が解除されても感染リスクが残ると判断される場合は、オンラインで指導を行う。インドネシア在住の専門家が指導を行うことも可とする。

6. 契約形態：ジェトロと本人（または所属企業・団体等）が業務委託契約書を締結する業務委託方式

7. 謝金及び旅費等の経費支払

(1) 謝金について

- ① ジェトロの規程に基づき、以下のとおり支払う。ただし、新型コロナウイルス感染の影響により実地で指導できない場合の支払いについては後述のとおりとする。
 - (ア) 実地での指導実施期間については謝金1日当たり30,000円を支払う（不課税）。
 - (イ) 指導実施前の準備にかかる謝金として28,572円、実施後の整理業務に係る謝金として28,572円を支給する。
 - (ウ) 上記(イ)について、日本国内居住者については消費税及び地方消費税を加算して支払う（日本国内非居住者については不課税）。
- ② 新型コロナウイルス感染防止のための渡航制限によりインドネシアへの渡航が困難な場合は、オンラインで指導を行う。インドネシア在住の者が専門家として指導を行う場合でも、外出制限等により実地で指導できない場合はこれと同様とする。

この場合、指導実施期間中の分につき、ジェトロの規程に基づく講師謝金を支払う。指導実施前準備及び指導実施後整理業務については支払わない。

- ③ インドネシア在住の者が専門家となる場合、上記①②いずれの場合も、ジェトロの使用する為替レートに基づき、上記金額相当額をインドネシア・ルピアに換算した額を支払うことがある。

(謝金に関する一覧)

	実施前準備	指導実施期間	実施後整理業務
実地で指導する場合	28,572円×1日(税別) ※インドネシア在住の専門家の場合は日本非居住者のため不課税	30,000円/日(不課税)	28,572円×1日(税別) ※インドネシア在住の専門家の場合は日本非居住者のため不課税
オンラインで指導する場合	支払わない	ジェトロが定める講師謝金の単価に指導の実働時間数を乗じた額(税別) ※インドネシア在住の専門家の場合は日本非居住者のため不課税	支払わない

(2) 出張旅費について

専門家を日本から派遣する場合、ジェトロの規程に基づく出張旅費(宿泊料、日当、交通費、インドネシア入国ビザ申請料)、及び日本⇄ジャカルタ間の往復航空券(現物)を支給するとともに、海外旅行傷害保険を付保する。

(3) 源泉徴収について

専門家が個人の場合は、ジェトロにより源泉徴収額を差し引いた額を支払う。

8. 応募条件

- (1) 本事業で必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること
- (2) 応募する分野で実務経験が10年以上あること
- (3) 応募する分野で海外での技術指導経験があること
- (4) 応募者に所属先がある場合は、所属先の了解が得られていること
- (5) 業務を遂行する上で健康上の支障がないこと
- (6) 日常会話程度の英語力があること
- (7) オンラインでの指導となった場合、円滑な指導を行うことができる通信環境があり、またオンライン会議ツール(Skype for Business、Zoom等)の使用経験があること

- (8) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）
- (9) 本事業及び他のジェットロ事業で指導した実績がある場合、指導内容、指導姿勢等で重大な問題、または事務手続き、業務報告等で重大な問題を起こしていないこと

9. 応募方法・選考手続き

(1) 公募期間：2020年8月4日（火）～8月24日（月）12時00分（日本時間）

(2) 選考手順：

a. 応募書類に記入の上、2020年8月24日（月）12時00分（日本時間）までに電子メールまたは郵送にて提出すること。

※専門分野や業務経験などは可能な限り詳細に記入すること。

※電子メールでの提出にあたっては、以下のとおり対応すること。

・応募書類は必ずパスワードをかけて提出すること。

・パスワードは、提出物を添付したメールとは別のメールで送付すること。

※書類の持参およびFAXでの提出は受け付けない。

b. 書類選考の後、面談を経て採否を決定する。面談（原則、本部（東京）にて実施）にかかわる交通費は支給しない。面談の日時は書類選考通過者にのみ個別に通知する。面談は、電話またはオンラインにて実施する可能性もある。

c. 選考基準

① 本事業の実施上必要な専門知識・経験（機械・金型に係る広範な知識、技術等）が豊富であること。応募する分野で海外における十分な指導経験があること。インドネシアにおける経験があることが望ましい。

② インドネシアの二輪・四輪・電器産業や、これに係る金型産業、裾野産業が抱える問題点を理解し、これに通じる技術指導ができること。

③ 相手の能力に適した教え方ができ、受講者への問題提起と解決方法の提示、その具体的な実践に向けたアドバイスができること。

④ コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力、協調性を有していること。
（日常会話程度の英語力があること）

(3) 選考結果の公表：

採否のみ応募者本人に通知する（採否理由はお答えできません）とともに、採択者をジェットロのホームページ上で公表する（個人名は除く）。また、提出書類は返却しない。

※個人情報の取り扱いについて

この公募に関して書類に記入された個人情報は適切に管理し、専門家選定及び事業実施手続きのために利用します。

10. お問い合わせ・応募書類提出先（担当部課）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階

日本貿易振興機構

ビジネス展開・人材支援部 新興国ビジネス開発課（アジア支援班）

（担当：鈴木、阿部、村井）

E-mail: BDE@jetro.go.jp

※電話、FAX での問い合わせは受け付けておりません。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
(当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。)
※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（４）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（４月に締結した契約については原則として 93 日以内）